

離婚裁判で妻から 子どもを取り戻せるか

親権争い

ジャーナリスト村上 敬 = 文 text by Kei Murakami

離 婚に向けて話し合い中だ
つた妻が、ある日突然
子どもを連れて実家に帰ったと
しよう。もしこのまま離婚裁判
に突入すれば、わが子の顔を当
分見られなくなると覚悟してお
いたほうがいい。日本の離婚裁
判では、子どもを連れ去った側
に親権が認められやすいからだ。

海外では離婚後も共同親権を
認めている国が多い。日本も婚
姻中は共同親権だが、夫婦が離
婚すると単独親権となる(民法
八一九条)。どちらが親権を持
つのか、まずは協議によって決
めるが、決着がつかなければ、家
庭裁判所で調停・審判・裁判へ
進んでいく。

親権者は、「母性優先の原則」
(乳幼児ほど母親を優先)、「子の意
思尊重の原則」(子が一五歳以上の
場合は法廷で陳述 などのいくつ
かの原則に沿って親権者を決め
る。なかでも裁判所が重視して
いるのは「監護(子の管理・保護)
継続性の原則」だ。

裁判所は、子の健全な成長の
ためには監護環境を変えないほ
うがいいと考えている。そのた
め親権争いが裁判所に持ち込ま
れると、裁判所はそのとき子を
監護している親を親権者に指定

する傾向がある。子を連れ去さ
つたほうが親権争いで有利なの
も、この原則があるからだ。
離婚裁判でよく争点になるD
Vも、監護継続性の実績づくり
に利用される場合がある。親子
の面会交流を実現する全国ネッ

親権者は4つの原則で決まる!

① 監護継続性の原則	子の福祉の観点から、一定期間以上、子を監護してきた親を優先。
② 乳幼児における母性優先の原則	子が乳幼児の場合は母親が優先とされてきたが、最近は「母性」優先に。
③ 子の意思尊重の原則	子が15歳以上のとき裁判所は子の陳述を聴く(人事訴訟法32条4項)。
④ 兄弟不分離の原則	兄弟は一緒に監護されることが望ましく、分離されるべきでないという原則。

トワーク「親子ネット」代表で、
現在離婚訴訟中の神部氏は、自
らの経験をこう語る。
「DVで子どもと一緒に逃げざ
るをえなかつた妻は主張して
いますが、診断書一つ出してこ
ないことからわかるように、そ

のような事実はありません。そ
れでも妻がDVを主張するのは、
時間稼ぎのため。DVはなかつ
たという証拠を集めて提出して
いるうちに、妻のほうに監護の
実績が積み上がっていきま
す。これではDVの疑いを晴らすこ
とができても、結局、子どもは
取り返せなくなります」

実際にはDVがあつたかどうか
とは関係なく、相手がDVを主
張するだけで、親権の面では不
利になるのだ。

監護の継続性が決め手になる
なら、親権者が決まる前に子を
連れ戻して、監護の実績を積み
直せばいいと考える親もいるだ
ろう。しかし、それは危険だ。
母親が二歳になる子を連れて実
家に戻り離婚訴訟を起こした
が、保育園のお迎え中に父親が現
れて子を車で連れ去った事案では、
最高裁は未成年者略取罪が成立
するという判断を下した(最高裁
平成一七年二月六日)。自分の子
でも、現監護者の同意なく連れ
戻せば犯罪になる恐れがある。

それなら最初に子を連れ去つ
た行為も犯罪になりそうだが、
別居に際して子を連れ去る行為
は、連れ去りとは類型的に異な
る行為とされている。まさに最

初に連れ去つた者勝ちだ。
ただ、だからといって後先考
えずにまず連れ去ればいいとい
うものではない。子を連れて引
越せば、学校や友人関係など
子を取り巻く環境は大きく変わ
る。急激な変化によって被る負
担を考えると、おいそれと連れ
去ることはできない。

かつて大岡越前は、「自分こ
そ親」と主張する二人の女性に
子どもの手を強く引っ張らせて
手を離れたほうを親として認め
た。本当の親なら、わが子が強
引に引っ張られて痛がる姿に耐
え切れないからだ。ところが、
いまの単独親権制度は、子を強
引に引っ張つた親ほど親権を得
やすい仕組みになっている。

現状の仕組みをどう変えれば
いいのか。自らも子を連れ去ら
れた経験を持つ親子ネットの平
田氏は、次のように語る。

「共同親権が認められれば理想
的ですが、法務省は腰が重い。
せめて面会交流に寛容な親に親
権を与える仕組みになれば、親
権争いに負けても子どもに会い
やすくなるのですが……」

司法だけでなく立法も、子を
連れ去られた親の悲痛な声に耳
をかたむけるべきだろう。

ライブ・アート=図版作成